

児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書

水戸市長 様

私は、児童手当法第 21 条第 1 項、第 2 項の規定に基づき、水戸市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、水戸市長から支給を受ける児童手当から以下の費用の支払いに充てるものとします。

徴収（支払）費用	保育料等（保育所利用者負担金及び市立保育所・認定こども園の副食費）のうち滞納となった額

記入日		年 月 日					
保護者 (申出人)	住 所						
	フリガナ		フリガナ				
	父 氏 名		母 氏 名				
	電話番号	父携帯					
		母携帯					
		自宅等					
対象児童氏名	フリガナ			生年月日			
	氏 名			年 月 日			
	フリガナ			生年月日			
	氏 名			年 月 日			
	フリガナ			生年月日			
	氏 名			年 月 日			

【記入上の注意】

- ・ 記入を誤っても修正液等は使用せず、訂正箇所にも二重線を引いてください。
- ・ ひとり親のときは、父母いずれか一方のみの記入で差し支えありません。

- ※ 1 この申出に基づき、児童手当の額から支払いに充てる場合においては、当該児童手当の支給日までに支給者あて別途通知いたします。
- ※ 2 1 回の支給日で滞納額の全額を徴収できない場合は、次回以降の支給日でも引き続き徴収を行い、滞納が無くなった時点で徴収は終了します。
- ※ 3 徴収は、保育所等利用中の児童分の児童手当だけでなく、保育所等を利用していない児童分の児童手当も対象となります。
- ※ 4 申出の撤回又は申出内容の変更をする場合は、児童手当の支給月の前月の 20 日までに手続きが必要となります。

児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書

記載例

水戸市長 様

私は、児童手当法第 21 条第 1 項、第 2 項の規定に基づき、水戸市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、水戸市長から支給を受ける児童手当から以下の費用の支払いに充てるものとします。

徴収（支払）費用	保育料等（保育所利用者負担金及び市立保育所・認定こども園の副食費）のうち滞納となった額

保護者欄は父・母どちらも記入してください。ひとり親等の場合には児童手当受給者名を記入してください。

記入日	令和8年 10月 1日			
保護者 (申出人)	住 所	水戸市中央1丁目4番1号		
	フリガナ	ホイク タロウ	フリガナ	ホイク ウメコ
	父 氏 名	保育 太郎	母 氏 名	保育 梅子
	電話番号	父携帯	090-1111-1111	
		母携帯	090-2222-2222	
		自宅等		
対象児童氏名	フリガナ	ホイク イチロウ	生年月日	
	氏 名	保育 一郎	令和5年 1月 1日	
	フリガナ	ホイク ハナコ	生年月日	
	氏 名	保育 花子	令和6年 1月 1日	
	フリガナ		生年月日	
	氏 名		年 月 日	

児童氏名【利用中・以前利用していた（滞納に係る児童のみ）・申込中】を記入してください。

【記入上の注意】

- ・記入を誤っても修正液等は使用せず、訂正箇所にも二重線を引いてください。
- ・ひとり親のときは、父母いずれか一方のみの記入で差し支えありません。

※1 この申出に基づき、児童手当の額から支払いに充てる場合においては、当該児童手当の支給日までに支給者あて別途通知いたします。

※2 1回の支給日で滞納額の全額を徴収できない場合は、次回以降の支給日でも引き続き徴収を行い、滞納が無くなった時点で徴収は終了します。

※3 徴収は、保育所等利用中の児童分の児童手当だけでなく、保育所等を利用していない児童分の児童手当も対象となります。

※4 申出の撤回又は申出内容の変更をする場合は、児童手当の支給月の前月の 20 日までに手続きが必要となります。